

広島県告示第六百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和五年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	PayPay株式会社			
所在地	東京都千代田区紀尾井町一番三号			
指定をした日	令和五年四月一日			
			委託を受けて納付を行うことができ る歳入及び歳入歳出外現金の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
			スマートフォン等の電子機器の決済サービスによる広島県税条例に基づく個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金の収納	令和五年四月一日から令和七年二月三十一日まで